

3.5 景観

調査範囲における主要な自然的景観資源及び文化的景観資源並びに主要な眺望地点は、表3.5-1及び図3.5-1に示すとおりである。

(1) 自然的景観資源及び文化的景観資源の状況

自然的景観資源としては、「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」（平成14年3月、仙台市）などにおいて、桜や紅葉の名所として寺岡山や寺岡中央公園、桂島緑地などが挙げられている。また、七北田川沿いの七北田公園には、広々とした芝生広場があり、休日には家族連れで賑わい、市内有数の憩いの場になっている。

文化的景観資源としては、賀茂神社、覚照寺と伊達御廟といった社寺・歴史的建築物のほか、長命館跡が分布している。

(2) 眺望地点の分布

主要な眺望地点は、寺岡山やそのふもとの寺岡中央公園が挙げられる。また、長命館跡には展望台があり、仙台市内の街並みをはじめ、遠くは仙台港や七ツ森も一望できる。

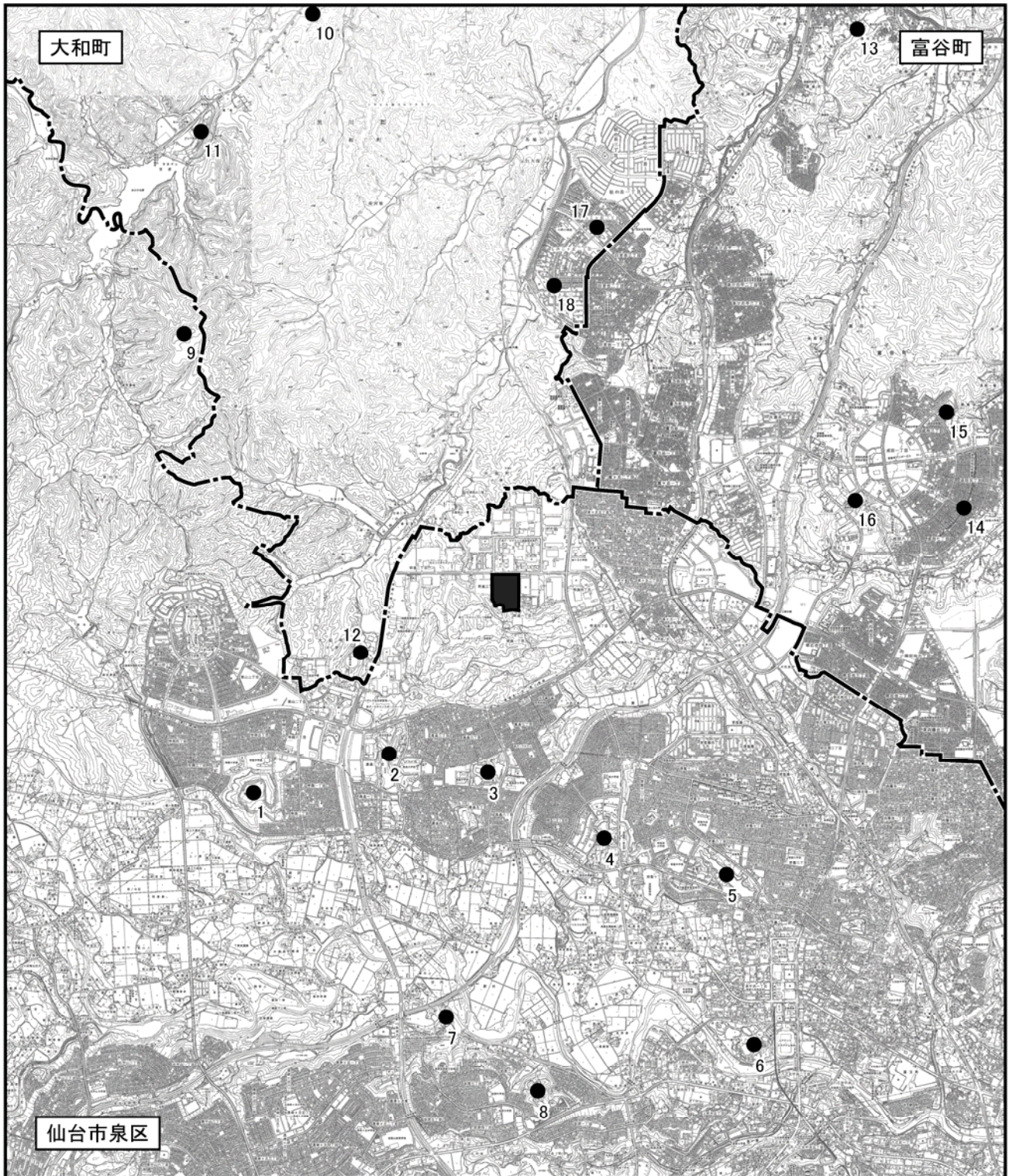
大和町のあさひな湖畔公園は、宮床ダムを望む芝の公園が広がり、富谷町の富ヶ岡公園は、船形連峰、蔵王連峰が眺望できる桜の名所である。

表3.5-1 主要な景観資源及び眺望地点の一覧

No.	名所名称	所在地	景観資源		眺望地点	文献								
			自然的景観資源	文化的景観資源		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		
1	寺岡山と寺岡中央公園	泉区寺岡二丁目	●		●					●				
2	高森公園	泉区高森二丁目	●		●					●				
3	高森東公園	泉区高森六丁目	●		●					●				
4	桂島緑地	泉区桂一丁目	●		●					●				
5	将監風致公園	泉区将監十丁目	●							●				
6	七北田公園	泉区七北田字赤生津	●							●				
7	賀茂神社	泉区古内字糺1		●						●				
8	長命館跡	泉区加茂二丁目	●	●	●					●				
9	堂庭山	泉区根白石堂所山	●		●				●					
10	覚照寺と伊達御廟	大和町宮床大柵69		●					●		●			
11	あさひな湖畔公園	大和町宮床字摺萩	●		●				●		●			
12	宮城大学大和キャンパス	大和町学苑1	●								●			
13	富ヶ岡公園	富谷町富谷字町南裏	●		●									●
14	成田せせらぎ緑道	富谷町成田五丁目25	●		●									●
15	成田東公園	富谷町成田三丁目	●											●
16	成田西公園	富谷町成田九丁目4	●											●
17	わかば公園の樹木・彫刻	大和町もみじヶ丘三丁目	●						●					
18	泉ヶ岳などの山並 小野地区雑木林の眺望	大和町もみじヶ丘一丁目	●		●				●					

出典：文献①：「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)
 文献②：「大和町環境基礎調査業務委託報告書」(平成15年3月 大和町)
 文献③：「みやぎ・身近な景観百選」(宮城県ホームページ)
 文献④：「みやぎ伊達な観光マップ」(2011年みやぎ伊達な観光マップ)
 文献⑤：「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)
 文献⑥：「大和町観光ガイド」(大和町ホームページ)
 文献⑦：「富谷集遊 富谷の観光情報」(富谷町ホームページ)

注) 表中の No. は図 3.5-1 の番号に対応する。

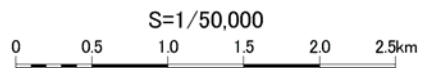


凡 例

- 計画地
- 市町界
- 主要な景観資源・眺望地点

※図中の番号は、表3.5-1に対応する。
 出典：「平成22年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成23年3月 仙台市)
 「大和町環境基礎調査業務委託報告書」(平成15年3月 大和町)
 「みやぎ・身近な景観百選」(宮城県ホームページ)
 「みやぎ伊達な観光マップ」(2011年みやぎ伊達な観光マップ)
 「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選ガイドブック」(平成14年3月 仙台市)
 「大和町観光ガイド」(大和町ホームページ)
 「富谷集遊 富谷の観光情報」(富谷町ホームページ)

図3.5-1 主要な景観資源・眺望地点の分布



3.6 自然との触れ合いの場

調査範囲における自然との触れ合いの場として、「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園の「県立自然公園船形連峰」や「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の「丸田沢緑地環境保全地域」がある（図3.8-2参照）。また、都市計画公園、都市計画緑地、都市公園が多数存在するとともに（表3.6-1(1)～(2)及び図3.6-1(1)～(2)参照）、「3.5 景観」に示した堂庭山や宮城大学大和キャンパス等についても、自然との触れ合いの場として挙げられる（図3.5-1参照）。

なお、計画地には、これら自然との触れ合いの場は存在しない。

表3.6-1(1) 自然との触れ合いの場（都市公園等）の一覧

行政区	区分	番号	名称	所在地
仙台市 泉区	都市計画公園	2-I-14	明通三丁目西公園	泉区明通三丁目32
		2-I-10	明通四丁目公園	泉区明通四丁目14-1外
		1-I-108	寺岡六丁目公園	泉区寺岡六丁目12-8
		3-I-3	寺岡中央公園	泉区寺岡二丁目12-9外
		1-I-127	寺岡二丁目公園	泉区寺岡二丁目5-1
		1-I-107	寺岡一丁目公園	泉区寺岡一丁目12-29
		1-I-18	高森二丁目公園	泉区高森二丁目1-13
		1-I-17	高森一丁目西公園	泉区高森一丁目1-90
		1-I-16	高森一丁目東公園	泉区高森一丁目1-193
		1-I-20	高森三丁目北公園	泉区高森三丁目4-37
		1-I-19	高森三丁目南公園	泉区高森三丁目4-348
		1-I-21	高森四丁目公園	泉区高森四丁目2-390
		1-I-149	高森六丁目公園	泉区高森六丁目15-1
		2-I-9	高森東公園	泉区高森六丁目1-3
		1-I-148	高森五丁目公園	泉区高森五丁目28-1
		1-I-151	高森八丁目公園	泉区高森八丁目17-1
		1-I-150	高森七丁目公園	泉区高森七丁目39-1
		1-I-140	高森七丁目南公園	泉区高森七丁目10-1
		1-I-135	北高森公園	泉区北高森4-1外
		2-I-12	桂中央公園	泉区桂二丁目34-1
		1-I-173	桂二丁目公園	泉区桂二丁目6-6
		1-I-180	桂三丁目公園	泉区桂三丁目13-4外
		1-I-181	桂四丁目公園	泉区桂四丁目29-1
		1-I-7	将監十三丁目公園	泉区将監十三丁目1-47外
		1-I-6	将監十丁目公園	泉区将監十丁目28-72
		1-I-5	将監七丁目公園	泉区将監七丁目1-123
		1-I-255	将北いこいの公園	泉区将監殿五丁目30
		1-I-256	将北4号公園	泉区将監殿四丁目23
	1-I-254	将北2号公園	泉区将監殿三丁目27	
	都市計画緑地	11-I-4	明通三丁目緑地	泉区明通三丁目
		11-I-3	高森緑地	泉区高森五丁目地内
		12-I-3	桂緑地	泉区桂一丁目、二丁目
		11-I-5	桂島緑地	泉区桂一丁目
11-I-21		将北緑地	泉区将監殿二丁目・三丁目・四丁目・五丁目	

出典：「仙台市公園・緑地等配置図 平成25年4月」（仙台市）

注）表中に示す公園は、図3.6-1(2)中の公園を示した。

表3.6-1(2) 自然との触れ合いの場（都市公園等）の一覧

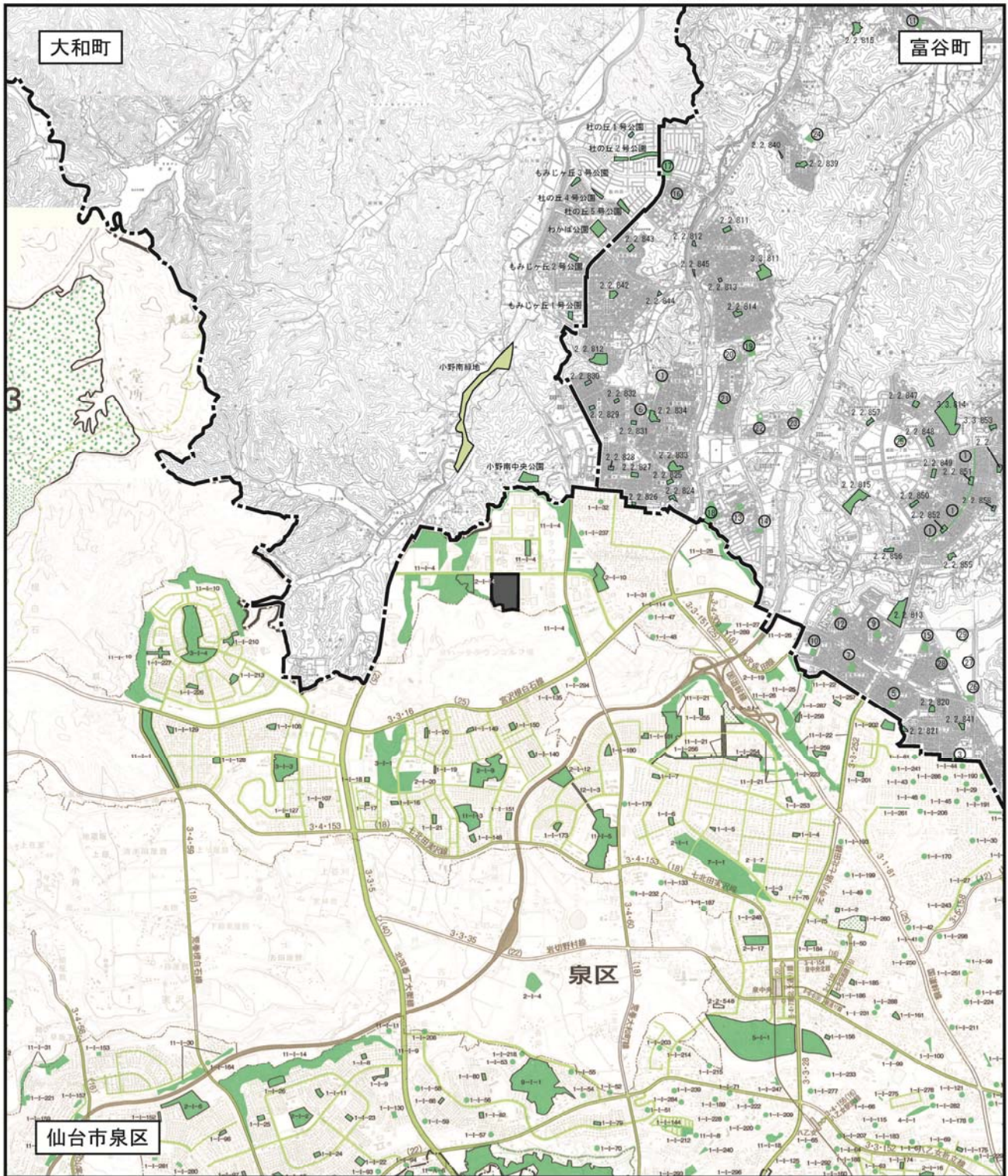
行政区	区分	番号	名称	所在地
仙台市 泉区	都市公園	11-I-4	明通緑地	泉区明通三丁目16外
		1-I-32	泉ヶ丘五丁目公園	泉区泉ヶ丘五丁目46-1294
		1-I-237	大沢明通公園	泉区七北田字大沢明通21-6
		11-I-28	大沢三丁目緑地	泉区大沢三丁目11, 12
		1-I-31	泉ヶ丘二丁目公園	泉区泉ヶ丘二丁目9-119
		1-I-114	泉ヶ丘一丁目東公園	泉区泉ヶ丘一丁目9-86
		1-I-47	泉ヶ丘一丁目西公園	泉区泉ヶ丘一丁目61-43外
		1-I-48	南タウン公園	泉区七北田字大沢相の沢36-23
		1-I-289	大沢二丁目公園	泉区大沢二丁目11-1
		11-I-27	大沢二丁目緑地	泉区大沢二丁目41
		3-I-1	高森西公園	泉区高森二丁目1-1外
		2-I-20	高森中央公園	泉区高森三丁目4-343
		1-I-294	北高森みはらしの丘公園	泉区北高森30-1外
		1-I-179	将監十三丁目西公園	泉区桂一丁目15-2
		2-I-1	将監公園	泉区将監一丁目28-117
		7-I-1	将監風致公園	泉区将監八丁目28-43外
		2-I-7	将監ふれあい公園	泉区将監八丁目1-93
		11-I-21	将北緑地	泉区将監五丁目119外
大和町	都市公園	2. 2. 704	もみじヶ丘 1号公園	大和町もみじヶ丘一丁目29番
		-	小野南緑地	大和町小野字蛇石山
		3. 3. 703	小野南中央公園	大和町小野字蛇石山
富谷町	都市計画公園	3. 3. 812	日吉台公園	富谷町日吉台一丁目24番1
		2. 2. 830	富ヶ丘三丁目第2公園	富谷町富ヶ丘三丁目21番
		2. 2. 829	富ヶ丘三丁目第1公園	富谷町富ヶ丘三丁目14番
		2. 2. 832	富ヶ丘四丁目第2公園	富谷町富ヶ丘四丁目16番
		2. 2. 831	富ヶ丘四丁目第1公園	富谷町富ヶ丘四丁目6番
		2. 2. 834	鷹乃杜二丁目公園	富谷町鷹乃杜二丁目21番
		2. 2. 828	富ヶ丘二丁目第3公園	富谷町富ヶ丘二丁目32番
		2. 2. 827	富ヶ丘二丁目第2公園	富谷町富ヶ丘二丁目13番
		2. 2. 826	富ヶ丘二丁目第1公園	富谷町富ヶ丘二丁目19番
		2. 2. 833	鷹乃杜一丁目公園	富谷町鷹乃杜一丁目4番
		2. 2. 825	富ヶ丘一丁目第2公園	富谷町富ヶ丘一丁目7番
		2. 2. 824	富ヶ丘一丁目第1公園	富谷町富ヶ丘一丁目17番
		2. 2. 814	あけの平三丁目公園	富谷町あけの平三丁目6番9
		都市公園	①	鷹乃杜三丁目公園
	⑥		富ヶ丘四丁目第3公園	富谷町富ヶ丘四丁目26番
	⑱		大清水一丁目第1公園	富谷町大清水一丁目3番3
	⑳		大清水一丁目第2公園	富谷町大清水一丁目74番
	㉑		大清水一丁目第3公園	富谷町大清水一丁目22番2
		⑳	上桜木一丁目第1公園	富谷町上桜木一丁目10番1
	㉓	上桜木一丁目第2公園	富谷町上桜木一丁目43番2	

出典：「仙台市公園・緑地等配置図 平成25年4月」（仙台市）

「大和町都市計画総括図 平成23年9月」（大和町）

「富谷町都市計画総括図 平成26年8月」（富谷町）

注）表中に示す公園は、図3.6-1(2)中の公園を示した。



凡例

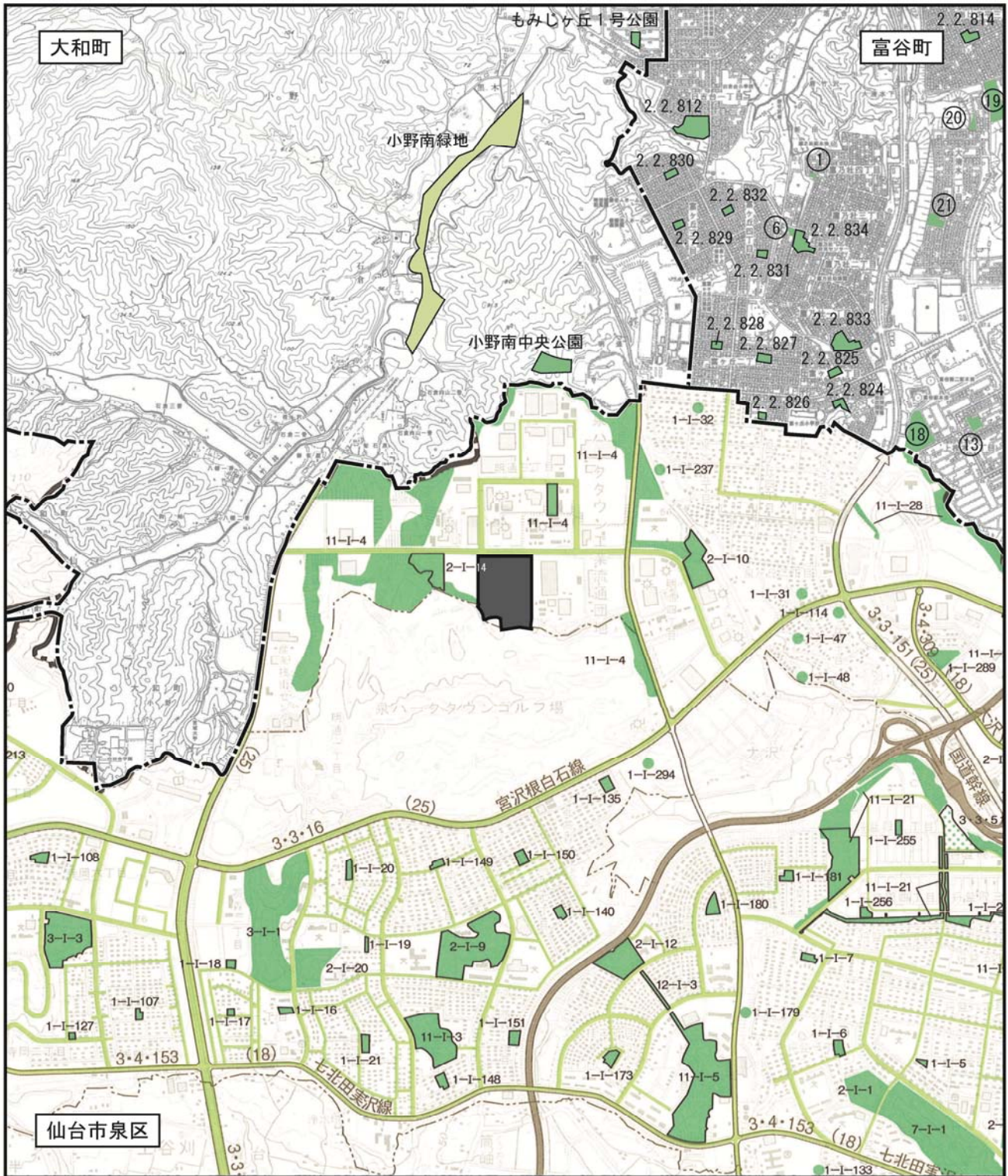
- | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|--|--------|--|--------------------|--|---------------|--|-------|--|------------------------|--|------------------------|
| | 行政界 | | 計画地 | | 市町界 | | 都市計画公園 | | 都市公園 | | 県自然環境保全地域(宮城県) | | 特別環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例) |
| | 区境 | | 都市計画緑地 | | 都市計画墓園 | | 緑地環境保全地域(宮城県) | | 自然休養林 | | 第一種環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例) | | 第二種環境保全区域(広瀬川の清流を守る条例) |
| | 総合支所境 | | 風致地区 | | 保存緑地(社の都の環境をつくる条例) | | 特別緑地保全地区 | | 街路樹 | | | | |

出典:「富谷町都市計画総括図 平成26年8月」(富谷町)「大和町都市計画総括図 平成23年9月」(大和町)
「仙台市公園・緑地等配置図 平成25年4月」(仙台市)

図3.6-1(1)
自然との触れ合いの場(都市公園等)の分布

S=1/50,000
0 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5km





凡 例

- | | | | | | | | | | |
|--|---------------------|--|-------|--|--------|--|------------------|--|-------------------------|
| | 計画地 | | 市町界 | | 都市計画公園 | | 県自然環境保全地域 (宮城 県) | | 特別環境保全区域 (広瀬川の清流を守る条例) |
| | 行政界 | | 区 境 | | 都市公園 | | 緑地環境保全地域 (宮城 県) | | 第一種環境保全区域 (広瀬川の清流を守る条例) |
| | 総合支所境 | | 市街化区域 | | 都市計画緑地 | | 自然休養林 | | 第二種環境保全区域 (広瀬川の清流を守る条例) |
| | 都市計画区域 | | 風致地区 | | 都市計画墓園 | | 特別緑地保全地区 | | 街路樹 |
| | 保存緑地 (社の都の環境をつくる条例) | | | | | | | | |

出典:「富谷町都市計画総括図 平成26年8月」(富谷町)「大和町都市計画総括図 平成23年9月」(大和町)
「仙台市公園・緑地等配置図 平成25年4月」(仙台市)

図3.6-1(2)
自然との触れ合いの場(都市公園等)の分布(拡大図)

S=1/25,000
0 200 400 600 800 1,000m



3.7 文化財

(1) 指定文化財等の状況

調査範囲における指定文化財（建造物、天然記念物）の分布状況は、表3.7-1～3及び図3.7-1に示すとおりである。

調査範囲には、宮城県指定建造物の「賀茂神社本殿 附 棟札2枚」がある。天然記念物としては、国指定の「カモシカ」、宮城県指定の「賀茂神社のイロハモミジ」、「賀茂神社のタラヨウ」、仙台市指定の「賀茂神社のアラカシ」、富谷町指定の「かめ杉」がある。調査範囲に史跡、名勝は存在しない。

なお、計画地に指定文化財等は存在しない。

表3.7-1 指定文化財の状況（国指定文化財）

No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
記念物／特別天然記念物					
1	カモシカ		地域を定めず指定したもの		昭和30年2月15日

出典:「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在 仙台市教育委員会ホームページ)

※カモシカは地域の定めがないため、図3.7-1において図示しない。

表3.7-2 指定文化財の状況（県指定文化財）

No.	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
有形文化財／建造物					
2	賀茂神社本殿 附 棟札2枚	2棟	泉区古内字糺1	賀茂神社	昭和39年9月4日
天然記念物					
3	賀茂神社のイロハモミジ	2本	泉区古内字糺1	賀茂神社	平成11年7月2日
4	賀茂神社のタラヨウ	1本	泉区古内字糺1	賀茂神社	平成11年7月2日

出典:「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在 仙台市教育委員会ホームページ)

注) 表中のNo. は図3.7-1の番号に対応する。

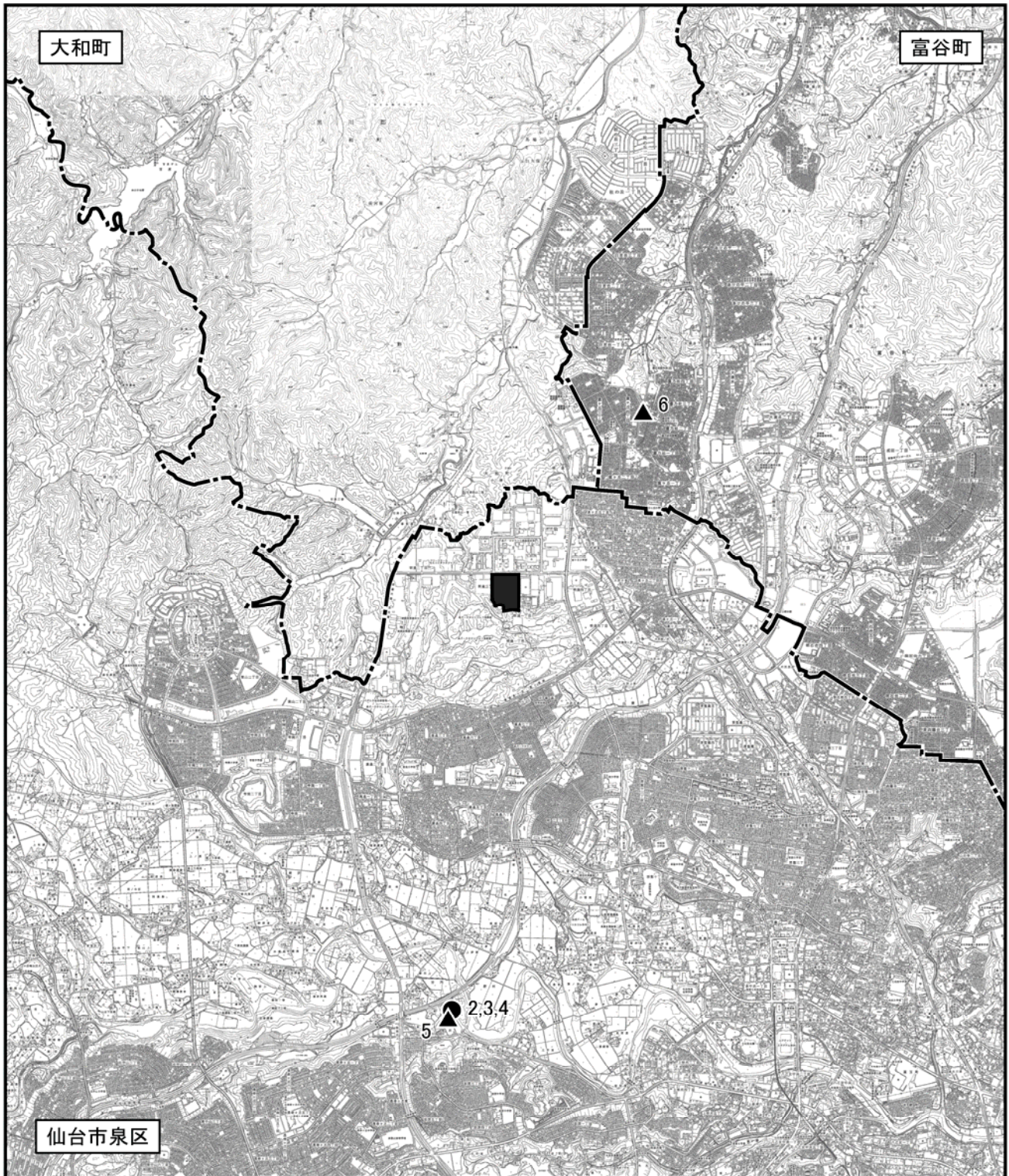
表3.7-3 指定文化財の状況（市町指定文化財）

No.	名称	所在地	指定年月日
天然記念物			
5	賀茂神社のアラカシ	泉区古内字糺1	昭和60年4月25日
6	かめ杉	富谷町鷹乃杜二丁目公園	昭和44年12月5日

出典:「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在 仙台市教育委員会ホームページ)

「くらしのガイド」(富谷町ホームページ)

注) 表中のNo. は図3.7-1の番号に対応する。



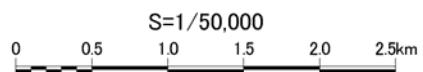
凡 例

- 計画地
- 県指定文化財
- 市町界
- 市町指定文化財

※国指定特別天然記念物のカモシカは地域の定めがないため、図示しない。

※図中の番号は、表3.7-2及び表3.7-3に対応する。
 出典：「仙台市の文化財(指定文化財及び登録文化財)の種類と数」(平成27年3月1日現在 仙台市教育委員会ホームページ)
 「くらしのガイド」(富谷町ホームページ)

図3.7-1 指定文化財等の分布状況



(2) 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の分布状況は、表3.7-4(1)～(2)及び図3.7-2に示すとおりである。

なお、計画地及びその付近に埋蔵文化財は存在しない。

表3.7-4(1) 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

No.	名称	所在地	種別	時代
泉区				
1	堂所山遺跡	根白石	散布地	縄文
2	宮床山遺跡	根白石	散布地	縄文
3	堂庭廃寺	根白石字堂庭山	寺院	平安
4	大沢台遺跡	大沢三丁目	散布地	縄文
5	大沢大ヶ沢遺跡	七北田大沢大ヶ沢	散布地	縄文晩
6	永仁の碑	七北田大沢上前	板碑	鎌倉
7	銅谷遺跡	根白石	散布地	縄文
8	青笹山遺跡	根白石青笹山	散布地	旧石器・縄文
9	針生山遺跡	根白石針生山	散布地	縄文
10	養賢堂遺跡	根白石上田	散布地	縄文
11	紫山遺跡	寺岡三丁目	集落	縄文早～中
12	寺岡廃寺	寺岡二丁目	寺院	中・近世
13	小岳館跡	小角館	城館	中世
14	ドウコン塚	実沢十文字	塚	不明
15	八乙女館跡	実沢道祖神	城館	中世
16	山野内館跡	北中山一丁目	城館	中世
17	戸平鍛冶跡	北中山四丁目	製鉄	不明
18	関の上遺跡	古内南	散布地	縄文
19	宮下遺跡	古内野合	集落	奈良・平安
20	洞雲寺遺跡	山の寺二丁目	寺院,包含地	縄文・江戸
21	新道遺跡	市名坂新道	散布地	縄文
22	鳥井原遺跡	天神沢一丁目	散布地	縄文
23	天神沢遺跡	天神沢一丁目	散布地	縄文
24	長命館跡	加茂二丁目	城館	中世(鎌倉)
25	沼遺跡	上谷刈字山下、塚、遠聖堂ほか	集落跡,古墳・墓,生産遺跡,道路・運河関係	縄文・古代・中世・近世
26	赤生津遺跡	七北田字赤生津	生産遺跡,包含地	平安・縄文
27	柳遺跡	七北田柳	散布地	古代
28	石止遺跡	市名坂石止	散布地	平安
29	高柳遺跡	七北田字高柳	集落跡,古墳・墓,包含地	縄文
30	貴富祢遺跡	上谷刈五丁目	散布地	縄文・平安
31	鹿島遺跡	市名坂高倉	集落	平安
32	境B遺跡	八乙女四丁目	散布地	縄文中
33	境A遺跡	八乙女四丁目	散布地	古代
34	上河原遺跡	松森中河原	散布地	古代

出典:「仙台市の遺跡」(仙台市文化財課)

「宮城県遺跡地図情報」(宮城県文化財保護課)

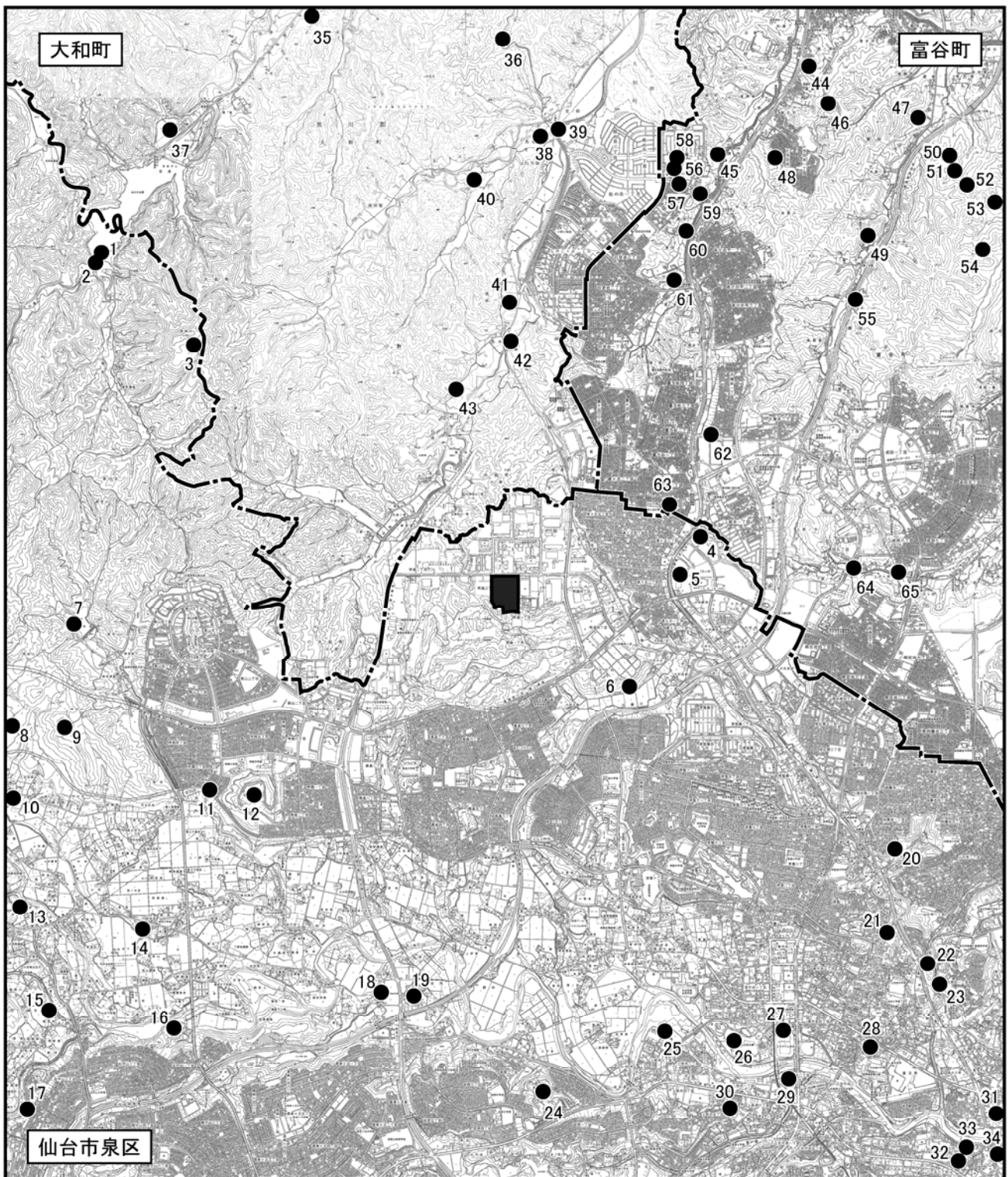
注) 表中のNo. は図3.7-2の番号に対応する。

表3.7-4(2) 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

No.	名称	所在地	種別	時代
大和町				
35	大柵遺跡	宮床字大柵	製鉄	不明
36	磯ヶ沢遺跡	宮床字磯ヶ沢	散布地	縄文
37	摺萩遺跡	宮床字摺萩	集落	縄文早～晩・平安
38	小野A遺跡	小野字向田	集落	縄文中・後
39	小野向田遺跡	小野字向田	散布地	古代
40	赤坂遺跡	小野字赤坂	散布地	縄文後
41	長原上遺跡	小野字後藤地内	散布地	縄文・古代
42	長原C遺跡	小野字新道	散布地	縄文・平安
43	長原窯跡	小野字長原	窯跡	不明
富谷町				
44	南橋城跡	富谷字湯舟沢	城館	中世
45	宮の沢遺跡	宮の沢	散布地	古代
46	湯舟沢遺跡	富谷字湯舟沢	散布地	縄文早・前
47	小国館跡	穀田字水神沢	城館	中世
48	栃木沢遺跡	富谷字朽木沢	散布地	縄文早・前
49	鹿鼻館跡	穀田字丸森	城館	中世
50	穀田十三塚	穀田字石沢	十三塚	近世
51	穀田経塚	穀田字石沢	経塚	中世
52	郷田塚	西成田字郷田	塚	中世・近世
53	郷田B塚	西成田字郷田	塚	中世？
54	兵六館跡	西成田字郷田	散布地・城館	縄文・奈良・平安・中世
55	菅ノ沢遺跡	穀田字菅ノ沢	散布地	縄文・平安
56	熊谷館跡	富谷字落合	城館	中世
57	熊谷A遺跡	富谷字落合	散布地	中世・近世
58	熊谷B遺跡	富谷字落合	散布地	中世・近世
59	源内遺跡	富谷字源内	散布地	平安
60	落合遺跡	富谷字落合	散布地	平安
61	日吉神社前遺跡	富谷字熊谷	散布地	縄文晩・弥生
62	大清水上遺跡	字大清水	散布地	平安
63	大清水遺跡	富谷字大清水上	散布地	縄文早～中・晩
64	上桜木製鉄遺跡	明石字上桜木	製鉄	平安？
65	下桜木製鉄遺跡	明石字下桜木	製鉄	平安？

出典：「宮城県遺跡地図情報」(宮城県文化財保護課)

注) 表中のNo. は図3.7-2の番号に対応する。



凡 例

- 計画地
- 市町界
- 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)

※図中の番号は、表3.7-4(1)~(2)に対応する。
 出典:「仙台市の遺跡」(仙台市文化財課)
 「宮城県遺跡地図情報」(宮城県文化財保護課)

図3.7-2 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の状況



3.8 その他

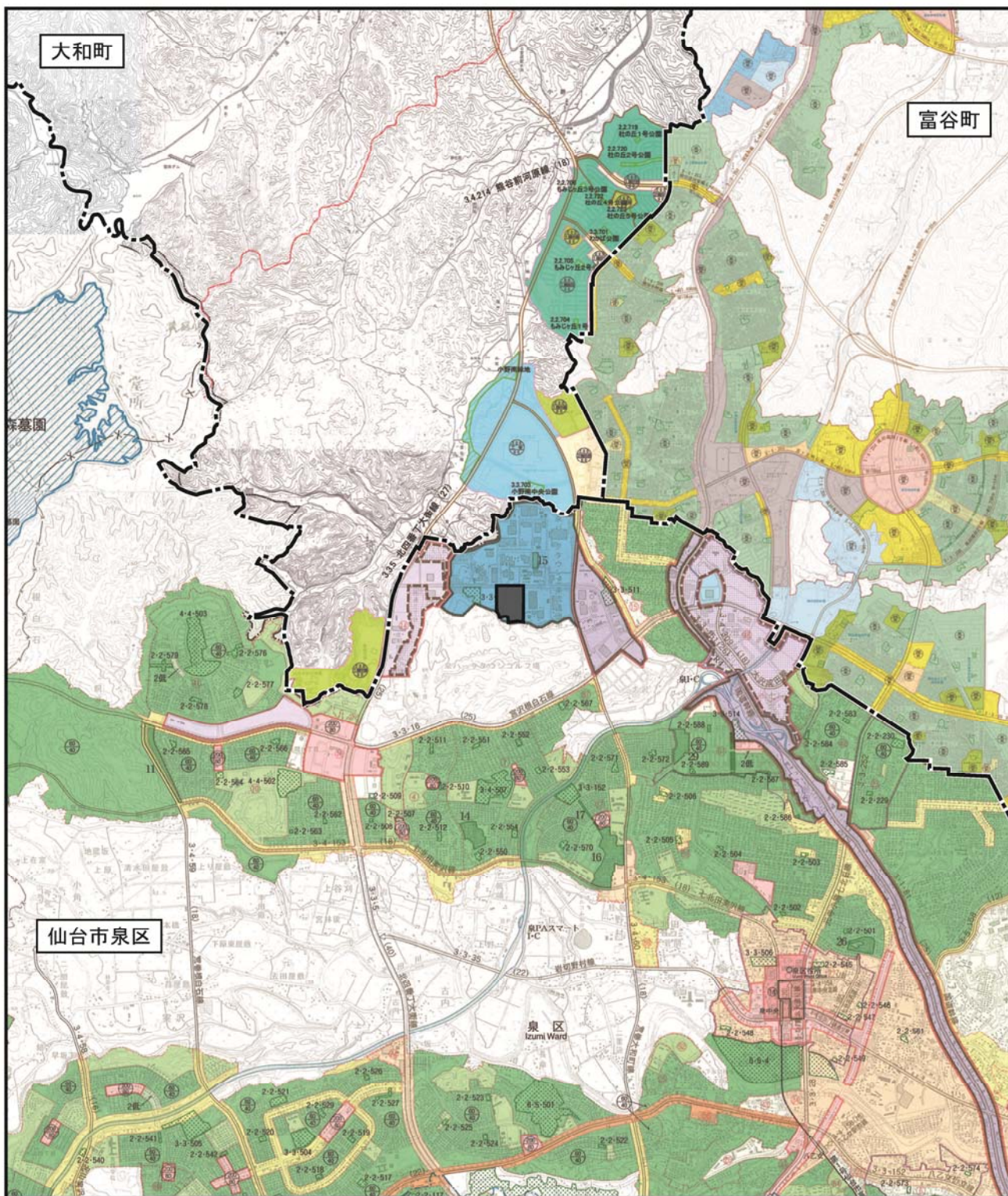
(1) 法令等に基づく指定・規制等

計画地に関連する主な関係法令は、表3.8-1に示すとおりである。

表3.8-1 計画地に関連する法令等に基づく指定・規制等

関係法令	指定状況及び規制基準等の内容	参照図表
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。この法律に基づき環境基準が定められている。	-
仙台市環境基本条例	環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。	-
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続き等を定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	-
杜の都の風土を育む景観条例	景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、仙台らしい個性的なまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的としている。	-
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項（用途地域等）を定めている。	図 3.8-1
自然環境保全部及び宮城県自然環境保全条例	自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を防止し、現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、緑地環境保全地域等を指定している。	図 3.8-2 (該当なし)
自然公園法及び宮城県自然公園条例	優れた自然の風景地の保護とその適正な利用を図るとともに、自然公園に生息・生育する動植物の保護、自然公園の風景の保護が重要であることを鑑み、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を目的として、自然公園を指定している。	図3.8-2 (該当なし)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定している。	図 3.8-3
杜の都の環境をつくる条例	杜の都の環境を作るため市長、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、緑化の推進、緑地の保全等に関し必要な事項を定めており、同条例をもって保存緑地・保存樹木・保存樹林を指定している。	図3.8-4 (該当なし)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的として、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。	図 3.8-5 (該当なし)
砂防法	豪雨時における山崩れ、河床の浸食等の現象に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することによって、望ましい環境の確保と河川の治水上、利水等の機能の保全を図ることを目的として、砂防指定地を定めている。	図 3.8-5 (該当なし)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定している。	図 3.8-5 (該当なし)

※（該当なし）は、計画地は指定されていないことを示す。



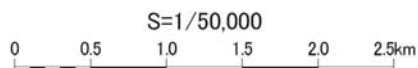
凡 例

- 計画地
- 市町界

※凡例は次ページ以降に示す。

出典：「仙台市都市計画総括図 平成25年10月」(仙台市)
 「富谷町都市計画総括図 平成26年8月」(富谷町)
 「大和町都市計画総括図 平成23年9月」(大和町)

図3.8-1(1) 用途地域図





用途地域図 凡例（仙台市泉区）

都市計画区域界 Boundary of City Planning Area					
市街化区域界 Boundary of Urbanization Promotion Area					
用途地域	第一種低層住居専用地域 Category I Low-rise Exclusive Residential Zone	^{注1}	その他の地域地区		
	第二種低層住居専用地域 Category II Low-rise Exclusive Residential Zone				
	第一種中高層住居専用地域 Category I Mid-to-high-rise Exclusive Residential Zone				
	第二種中高層住居専用地域 Category II Mid-to-high-rise Exclusive Residential Zone				
	第一種住居地域 Category I Residential Zone				
	第二種住居地域 Category II Residential Zone	^{注2}			
	準住居地域 Quasi-Residential Zone				
	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone	^{注3}			
	商業地域 Commercial Zone				
	準工業地域 Quasi-Industrial Zone				
	工業地域 Industrial Zone				
	工業専用地域 Exclusive Industrial Zone				
	上段：容積率 下段：建ぺい率 Floor Area Ratio / Building Coverage Ratio				
	特別用途地区	第一種特別業務地区（商業地域） Category I Special Business Zone			都市施設
		第二種特別業務地区（準工業地域） Category II Special Business Zone			
第三種特別業務地区（工業地域） Category III Special Business Zone					
第四種特別業務地区（工業地域） Category IV Special Business Zone					
第五種特別業務地区（近隣商業地域） Category V Special Business Zone					
第六種特別業務地区（工業地域） Category VI Special Business Zone					
第七種特別業務地区（商業地域） Category VII Special Business Zone					
特別業務地区（準工業地域） Special Business Zone					
特別工業地区（工業専用地域） Special Industrial Zone					
文教地区（第二種中高層住居専用地域／第二種住居地域） Educational District Zone					
大規模集客施設制限地区（近隣商業地域／商業地域／準工業地域） Building Restrictions in Large Entertainment Establishments, Public Facilities District Zone					
注1：第一種低層住居専用地域の容積率・建ぺい率で表示区域以外の区域はです。 注2：第二種住居地域の容積率・建ぺい率で表示区域以外の区域はです。 注3：近隣商業地域の容積率・建ぺい率で表示区域以外の区域はです。 注4：下水道に関する施設を除きます。					
		防火地域 Fire-Protection Zone			
		準防火地域 Quasi-Fire-Protection Zone			
		高度利用地区 High-Intensity Use District			
		最低限高度地区 Minimum Height District			
		都市再生特別地区 Urban Renaissance Special District			
		景観地区 Landscape District			
		風致地区 Scenic Zone			
		駐車場整備地区 Zone to Provide Parking Spaces			
		臨港地区 Port District			
		特別緑地保全地区 Special Green Space Preservation Area			
		被災市街地復興推進地域 Urban Disaster Recovery Promotion Area			
		都市計画道路 City Planning Road			
		駅前広場 Station Plaza			
		高速鉄道 Urban Rapid-Transit Railroad System			
		都市計画公園 City Planning Park Area			
		都市計画緑地 City Planning Green Area			
		上記以外の都市施設注4 The Other Urban Facilities			
		土地区画整理事業 Land Readjustment Project			
		市街地再開発事業 Urban Redevelopment Project			
		新住宅市街地開発事業 New Urban Residential Built-up Area Development Project			
		市街地再開発促進区域 Urban Redevelopment Promotion District			
		地区計画 District Planning			
		行政区域 Boundary of Administrative Area			
		区界 Boundary of Ward			
		参考			

出典：「仙台都市計画総括図 平成25年10月」（仙台市）

図3.8-1(2) 用途地域図 凡例（仙台市泉区）



用途地域図 凡例 (富谷町)



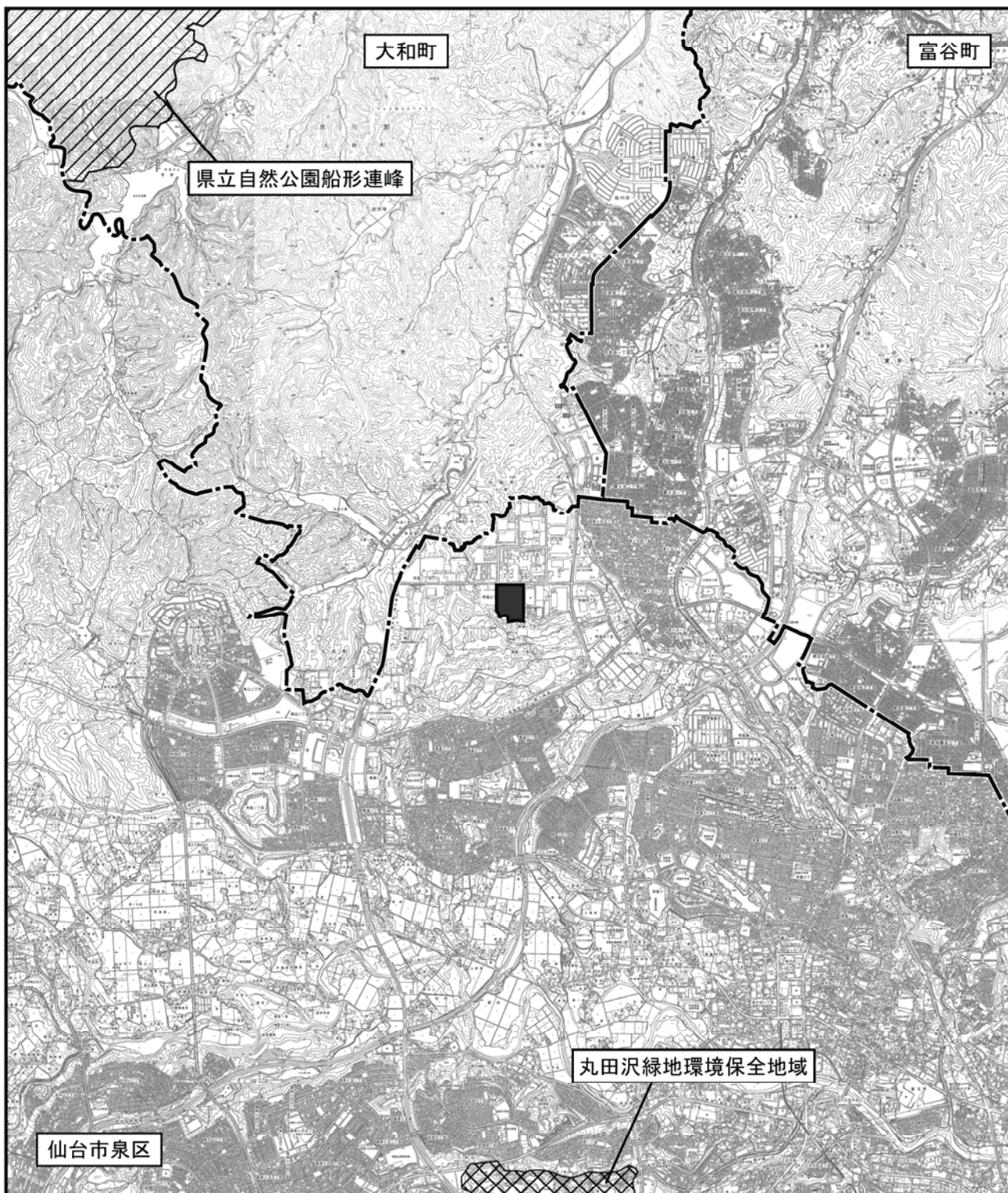
用途地域図 凡例 (大和町)

凡 例			
	行政区域		
	市街化区域		
用途地域		容積率 建ぺい率	備考
	第一種低層住居専用地域	$\frac{80}{40}$ $\frac{80}{50}$	外壁の積込距離1m 建築物の高さの限度10m
	第一種中高層住居専用地域	$\frac{200}{60}$	
	第二種中高層住居専用地域	$\frac{200}{60}$	
	第一種住居地域	$\frac{200}{60}$	
	第二種住居地域	$\frac{200}{60}$	
	近隣商業地域	$\frac{200}{80}$	
	準工業地域	$\frac{200}{60}$	
	工業地域	$\frac{200}{60}$	
	工業専用地域	$\frac{200}{60}$	
	準防火地域		
	都市計画道路		
	都市計画公園・緑地		
	地区計画区域		





凡例	
	行政界
	都市計画区域
	都市計画街路
	地区計画区域
都市計画用途	
用途	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	市街化調整区域
	都市公園・緑地
	下水処理場

出典:「富谷町都市計画総括図 平成26年8月」(富谷町)
「大和町都市計画総括図 平成23年9月」(大和町)

図3.8-1(3) 用途地域図 凡例(富谷町・大和町)

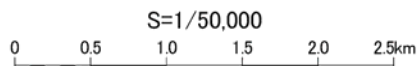


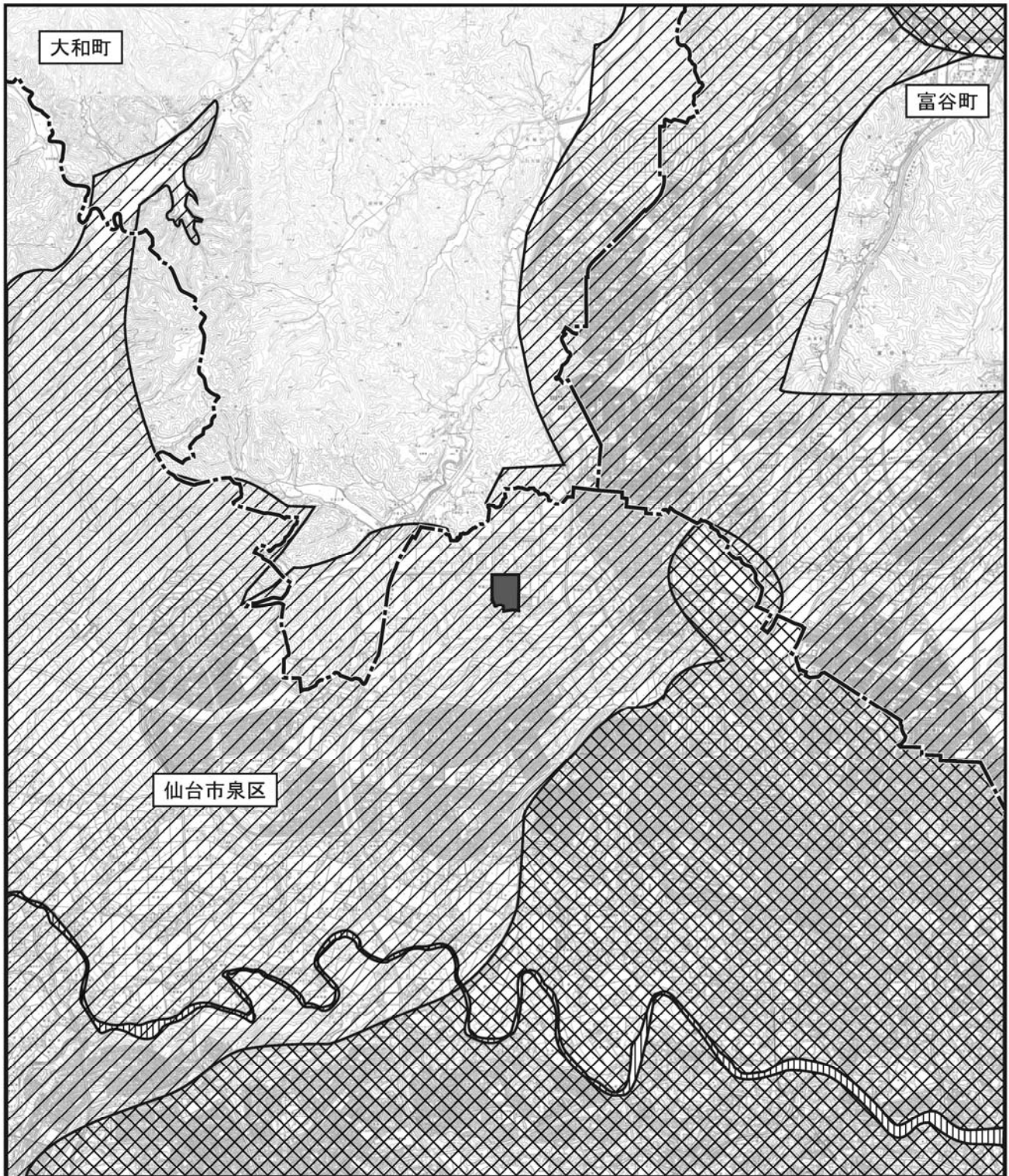
凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|---------------------------|
|  | 計画地 |  | 自然公園
(宮城県自然公園条例) |
|  | 市町界 |  | 緑地環境保全地域
(宮城県自然環境保全条例) |

出典:「自然公園・自然環境保全地域等索引図」(平成25年度 宮城県ホームページ)

図3.8-2 自然公園及び緑地環境保全地域の指定状況



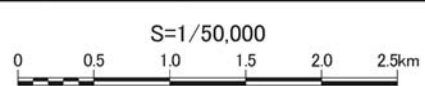


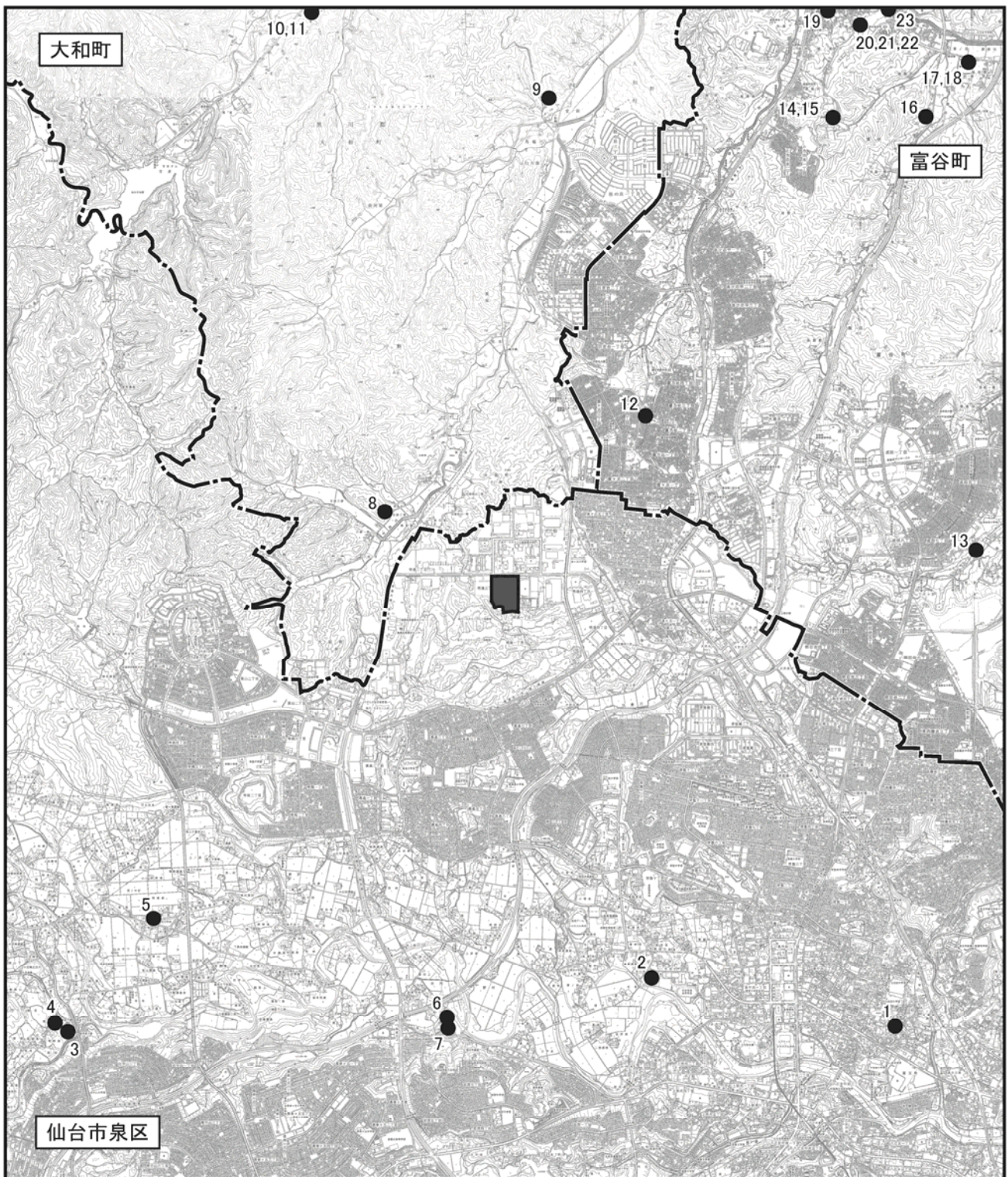
凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|------------------|
|  | 計画地 |  | 鳥獣保護区 |
|  | 市町界 |  | 特定猟具使用禁止区域 (銃) |
| | |  | 特定猟法 (鉛製散弾) 禁止区域 |

出典:「宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成26年度 宮城県)

図3.8-3 鳥獣保護区



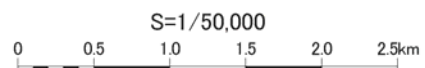


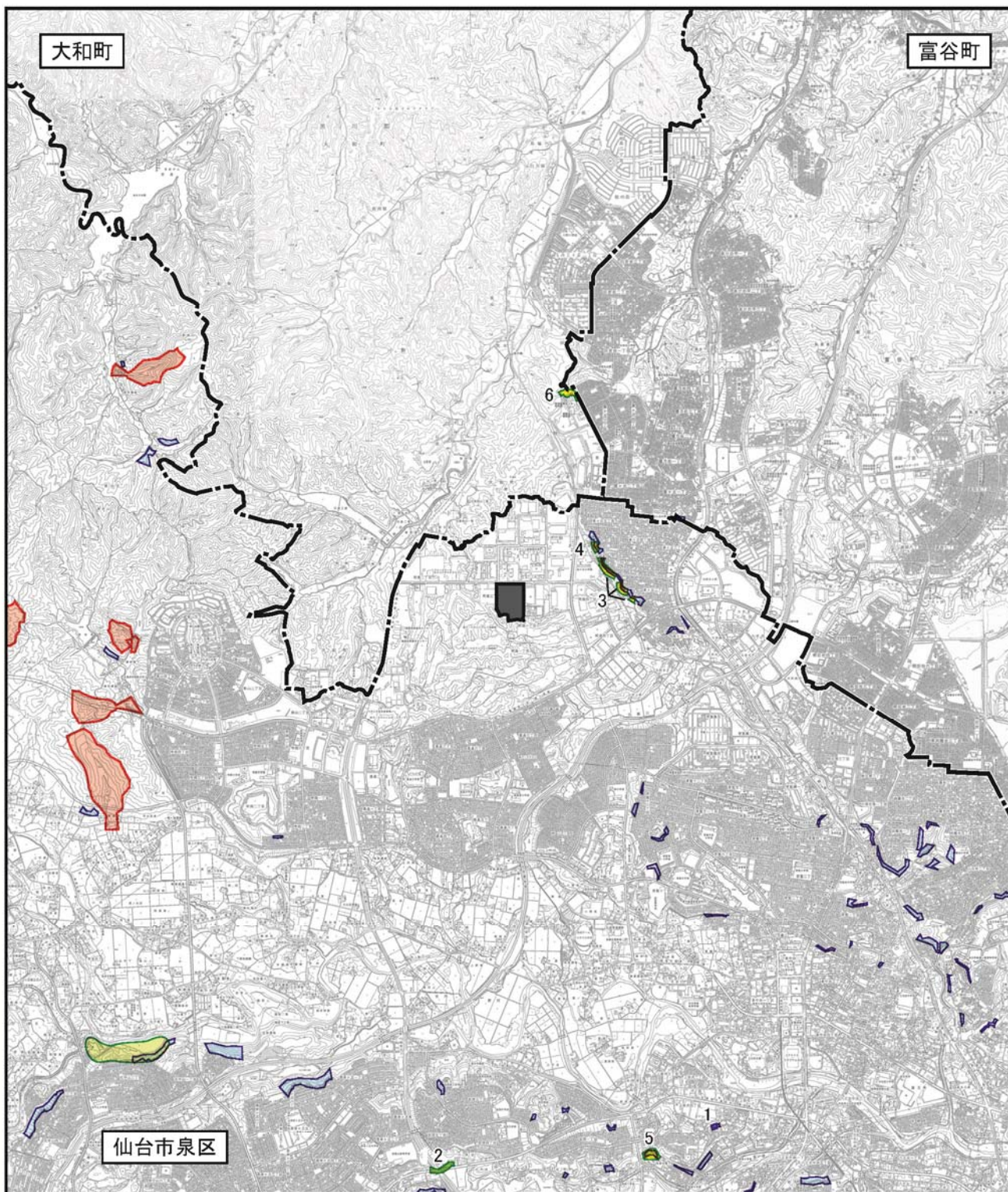
凡 例

- 計画地
- 市町界
- 保存樹木等

※図中の番号は、表3.3-9に対応する。
 出典：「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局)
 「大和町の名木古木」(平成14年1月 大和町名木古木を守る会)
 「富谷町へのヒアリング」

図3.8-4 保存樹木等



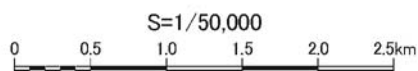


凡 例

- | | |
|--|--|
|  計画地 |  土石流危険溪流及び土石流危険区域 |
|  市町界 |  地すべり危険箇所 |
|  急傾斜地崩壊危険区域 |  急傾斜地崩壊危険箇所 |
|  砂防指定地 | |
|  土砂災害警戒区域 | |

※図中の番号は、表3.2-1に対応する。
 出典：せんだいぐらしのマップ(仙台市ホームページ) <http://www2.wagmap.jp/sendacity/top>
 土砂災害警戒区域等指定箇所(宮城県ホームページ) <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasho.html>

図3.8-5 防災関連等指定区域



(2) 行政計画・方針等

1) 仙台市総合計画

仙台市では、21世紀半ばに向けて仙台市が目指す都市の姿を示した「基本構想」と、それを推進するための長期的な目標を掲げる「基本計画」及び中期計画である「実施計画」の3つで構成される「仙台市総合計画」を策定している。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間と定めている。

基本構想では、「未来を育み創造する学びの都」、「支え合う健やかな共生の都」、「自然と調和し持続可能な潤いの都」及び「東北を支え広く交流する活力の都」といった4つの都市像が掲げられている。

また、基本計画では、区別の施策の基本方向が示されており、計画地が位置する泉区及び圏域ごとの施策の基本方向は表3.8-2～3に、泉区の地域区分図は図3.8-6に示すとおりであり、計画地は、北部産業地域に位置する。

表3.8-2 泉区における主な施策の基本方向

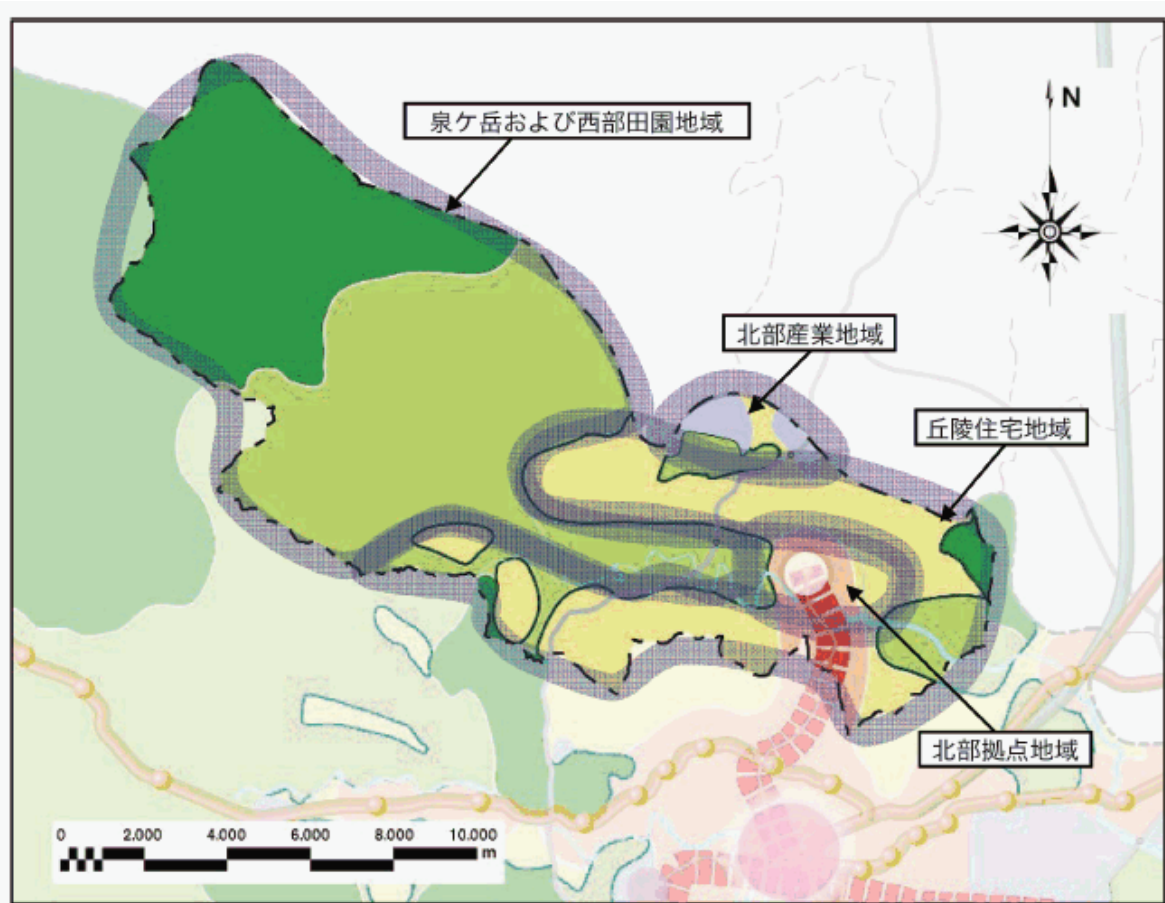
泉区における主な施策の基本方向	
市民活動が輝く 「賑わいのまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、大学および区役所の地域ネットワークを構築して、大学の知的資源を生かしたまちづくりを進めます。 ・交流人口の拡大を図るため、市民の発想を生かした、市民主体の多彩なイベントや情報発信を支援します。 ・学生を中心とした若者独自の発想と行動力を生かした、地域活性化やまちづくりの取り組みを支援します。 ・市民センターや学校と連携して、町内会や多様な市民による地域課題の解決や地域活性化のための活動を支援します。 ・泉中央駅ペDESTリアンデッキなどを積極的に活用して一層の賑わい創出を図ります。
泉ヶ岳、七北田川などの自然を守り親しむ 「憩いのまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・泉ヶ岳少年自然の家の移転・改築を契機として、豊かな自然とふれあう多様な市民活動を促進します。 ・公園緑地や河川などを活用する市民のボランティア活動を支援します。 ・農地の保全を図るとともに、地産地消や市民と農業のふれあい活動を促進します。
高齢者がいきいきと暮らし、子育てにやさしい 「共生のまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康づくりや介護予防、孤立防止などのための軽運動、多世代が交流できる泉ふれあいエクササイズ、サロン活動などの普及を進めます。 ・地域包括支援センターや民生委員、関連事業所と連携して、高齢者と障害者の地域生活を支援します。 ・認知症に対する理解を広めるとともに、地域包括支援センターや医療機関、民生委員などと連携して、認知症の人とその家族を支援します。 ・子育てふれあいプラザ泉中央や保育所地域子育て支援センター、児童館が連携・協力して、育児中の親や育児グループなどを支援します。
災害に強く犯罪・事故の少ない 「安全・安心のまち」	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な地域防災訓練を支援して実施地区の増加を図るとともに、防犯活動重点地区やモデル地区の活動を広めることにより、地域の防災力と防犯力を高めます。 ・警察や消防、関係団体と連携して、交通安全や火災予防を推進します。 ・歩道、通学路、街路灯、公園、集会施設、橋の整備・改修および維持・修繕を進めます。 ・市民生活の安全性や快適性を確保するため、泉中央駅ペDESTリアンデッキを適切に維持・管理します。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年5月 仙台市）

表3.8-3 泉区の圏域ごとの主な施策の基本方向

泉区の圏域ごとの主な施策の基本方向	
北部拠点地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市圏北部における広域拠点として、交通結節機能や商業機能の維持・充実を図りながら、魅力的で個性的な都市機能の集積と賑わいの創出を図ります。 ・区民広場、泉中央駅ペDESTリアンデッキ、仙台スタジアム、七北田公園などの公共施設について、スポーツ、レクリエーション、文化イベントなどの多様な利活用を図ります。 ・商工団体や学生、NPOなどの発想を生かした、市民主体の多彩なイベントを支援します。 ・マンション単位の町内会の形成促進などにより、地域コミュニティ活動を支援します。 ・泉中央駅ペDESTリアンデッキを適切に維持・管理します。 ・関係機関、関係団体との連携を強化して、落書きや違法駐車等の迷惑行為の防止、犯罪予防のための啓発活動を行うなど、犯罪の起きにくい環境づくりを進めます。
泉ヶ岳及び西部田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・泉ヶ岳少年自然の家の移転・改築事業を契機として、市民、NPO、関係団体などの連携により、泉ヶ岳の魅力の再発見と効果的な情報発信を行い、多くのビジターの獲得を図ります。 ・芳の平下刈り活動や自然観察会などの市民主体の活動を支援します。 ・ミズバショウ群生地を保全を図ります。 ・市民農園の活用や朝市の開催を支援します。 ・野生鳥獣による農作物などの被害の低減化を図ります。 ・歴史的・文化的資源、農業資源などを生かし、交流人口の拡大や地域活性化につながる活動を促進します。
丘陵住宅地域	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境や街並みの維持に努めるとともに、これからも選ばれるまちをめざして、積極的な地域情報の発信に取り組みます。 ・市民センターや学校と連携して、町内会や多様な市民による地域課題解決や地域活性化のための活動を支援します。 ・誰もがスポーツや軽運動を楽しめる環境づくりを促進します。 ・高齢者の健康づくり、介護予防、孤立防止などを目的とした軽運動の普及を進めます。 ・多世代が交流できる泉ふれあいエクササイズ、サロン活動などの普及に努めます。 ・子育てふれあいプラザ泉中央や保育所地域子育て支援センター、児童館が連携・協力して、育児中の親や育児グループを支援します。 ・地域ボランティアと連携して、公園緑地などを、世代間の住民交流や健康づくりの場として活用します。 ・町内会をはじめとする地域団体と連携して、公園緑地などの修繕・整備を進めます。 ・住宅団地開発に伴い整備された道路、公園、集会施設などの修繕・整備を進めます。 ・地域の自主的な防災訓練や防犯・防火・交通安全運動を支援します。 ・歩道や通学路、街路灯を整備するとともに、関係機関、関係団体と連携して、安全・安心の地域づくりを進めます。
北部産業地域	<ul style="list-style-type: none"> ・インダストリアルパークにおける研究開発を促進します。 ・仙台北部中核工業団地群、大和リサーチパーク、東北大学青葉山キャンパス地区の企業・研究所との連携を促進します。 ・ソフトパークへのソフトウェア業をはじめとした都市型産業の誘致を促進します。 ・立地企業と地域との相互理解と交流を促進するための情報交換を進めます。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年5月 仙台市）



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
		工業・流通・研究区域		機能拠点 国際経済流通拠点 (仙台塩釜港周辺地区) 国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)	

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年5月 仙台市）

図3.8-6 泉区の地域区分図

2) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

仙台市では、仙台市総合計画における環境面の部門計画として、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「杜の都環境プラン」を策定している。

「杜の都環境プラン」では、目指すべき環境都市像と4つの分野別の環境都市像を掲げ（表3.8-4参照）、それらを実現するための目標と施策をまとめている。また、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の配慮の指針」（表3.8-5参照）を示している。

表3.8-4 「杜の都環境プラン」における目指す環境都市像

【環境都市像】 「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台 まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台 資源や物が大切に、また循環的に利用されている都市
	「自然共生都市」仙台 自然や生態系が大切にされ、その恵みを楽しむことができる都市
	「快適環境都市」仙台 市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン2011-2020」（平成23年3月 仙台市）

表3.8-5 「杜の都環境プラン」における開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 ○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 ○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 ○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 ○コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 ○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 ○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 ○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 ○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階の実施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 ○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 ○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 ○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 ○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 ○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 ○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 ○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 ○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 ○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 ○緑地等の適切な維持管理を行う。 ○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン」（平成23年3月 仙台市）

3) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市では、仙台市基本構想や基本計画、さらには仙台市震災復興計画を踏まえ、都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、市民と行政が都市づくりの目標像などを共有しながら関連する他分野とも連携し、都市づくりを総合的に展開していくことを目的に「仙台市都市計画マスタープラン」を策定している。計画期間は、平成24年度から平成32年度までの10年間と定めている。

マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」を掲げ、この目標像を実現するために、今後取り組む5つの基本的な方向と15の方針を定め、具体的な施策展開の方向を示している。

また、都市づくりの目標像を実現するため、今後めざす都市空間形成の基本方針を定めており、都市空間を形成する土地利用の基本方針を「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」、「市街地ゾーン」の3つに区分して定めるとともに、仙台駅を中心とする「都心」のほか、泉中央及び長町を「広域拠点」、仙台塩釜港周辺と青葉山周辺を「機能拠点」、さらに東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を「都市軸」と位置づけ、基本方針を定めている。

なお、計画地は「市街地ゾーン（工業・流通・研究区域）」に位置する。

表3.8-6 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標像及び基本的な方向

【都市づくりの目標像】		杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市
都市づくりの 基本的な方向	土地利用	自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図る。
	交通	公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図る。
	防災・環境	災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図る。
	緑・景観	都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図る。
	市民協働	きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図る。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（平成24年3月 仙台市）

表3.8-7 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる方針・施策の展開の方向

基本的な方向	方針	施策の展開の方向
土地利用	都心の機能強化・拡充	①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都市交通環境の改善・強化 ④緑あふれ風格のある魅力的な都市空間の創出 ⑤利便性を生かした都心居住の推進
	拠点の機能強化・充実	①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	都市構造の基軸となる都市軸の形成	①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進
	良好な市街地の形成	①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築
	郊外区域の地域再生	①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保 ③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	自然環境の保全・継承	①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 ③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
交通	鉄道を中心とした総合交通体系の構築	①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編 ④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化
	便利で快適な交通環境の構築	①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入 ③交通施設のバリアフリー化の推進
	環境にやさしい交通手段への転換	①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進 ③公共交通などの適正な利用の推進
防災・環境	災害に強く安全で安心な都市空間の形成	①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	エネルギー不可の小さい都市空間の形成	①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 ③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築
緑・景観	緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
市民協働	きめ細かなまちづくりへの総合的な支援	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有
	市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（平成24年3月 仙台市）

4) 仙台市みどりの基本計画

仙台市では、杜の都の環境をつくる条例第10条において、都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定めなければならないと規定していることから、平成24年度から平成32年度までを計画期間とする「仙台市みどりの基本計画」を策定している。

「仙台市みどりの基本計画」ではひらがなで「みどり」と表記されており、その種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされている。また、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とし、基本理念の「百年の杜」を実現するため、表3.8-8に示すみどりの質（機能）に着目した5つの基本方針とそれらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されている。

また、仙台市では、平成18年3月に「仙台都心部」、平成20年3月に「あすと長町」を、都市緑地法において基本計画に定めることとしている緑化重点地区に指定し、緑化の推進を図っている。

計画地は、これらの緑化重点地区に該当していない。

表3.8-8 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
安全・安心のまちづくり	みどりによる津波防災プロジェクト
自然環境の保全・再生	みどりの骨格充実プロジェクト
生活環境の向上	街のみどり充実プロジェクト 魅力ある公園づくりプロジェクト
仙台らしさを育む	みどりの地域資源活用プロジェクト 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
市民協働の推進	市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台市みどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月 仙台市）

5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

「仙台市地球温暖化対策推進計画」については、平成22年度をもって計画期間満了のため、次期計画の改定作業を進められていたが、東日本大震災の影響により計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定作業が中断されていた。平成27年度に入り、日本の温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業が再開されている。なお、改定作業の中断以前の平成23年1月に示された中間案の概要は、表3.8-9のとおりである。

表3.8-9 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案の概要

温室効果ガスの削減目標	2020（平成 32）年度における市域の温室効果ガスの総排出量を 2005（平成 17）年度比で 25%以上削減 ※長期的には 2050（平成 62）年度に 80%削減を視野	
施策体系	1. 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する <ul style="list-style-type: none"> ・ 都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 ・ 自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成 ・ 杜の都の緑の資源の確保 ・ 気候変動によりリスクを軽減するまちづくり ・ 適正な配置や構造の誘導 	
	2. 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 ・ 環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進 	
	3. 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ機器の普及・利用促進 ・ 再生可能エネルギーの利用拡大 ・ 建築物の省エネ化 ・ フロン類等の排出削減の徹底 	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 R の推進、焼却処理量の削減 ・ 廃棄物処理における温室効果ガスの削減 	
	5. 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・ 低炭素な技術・産業の育成 	
5つの重点プロジェクト	1. 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト 2. ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト 3. 緑の恵み循環プロジェクト 4. 地産地消型エネルギー（再生可能エネルギー）のあふれるまちづくりプロジェクト 5. 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	
行動の指針	市民・事業者	自然の持つ循環の「環(わ)」、人との「輪(わ)」、人と自然との「和(わ)」を尊重することで、心豊かに、生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ、これらの中から意識やライフスタイルに応じて、できるかぎり取り組む
	民間団体等	地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施、様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進
	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の模範となる率先した取り組み→新・仙台環境行動計画により推進 ・ 低炭素化の視点からのまちづくり ・ 必要な知識や行動などの多様な学びの創出 ・ 低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等が自ら行う活動の推進、市民等との協働による計画の進行管理 ・ 庁内の横断的連携 ・ 国・県等との連携による推進 ・ 計画の内容に応じた適切な評価 ・ 中間見直し ・ 市民、事業者等が一体となって支える枠組みづくり（例えば基金など）の検討 ・ 実効性ある取組み推進のための条例の制定の検討 	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案」（平成23年1月 仙台市）

6) 仙台市「杜の都」景観計画

景観に関する総合的な法律として平成16年に制定された「景観法」に基づき、それまでの仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、平成21年3月に仙台市「杜の都」景観計画が策定されている。

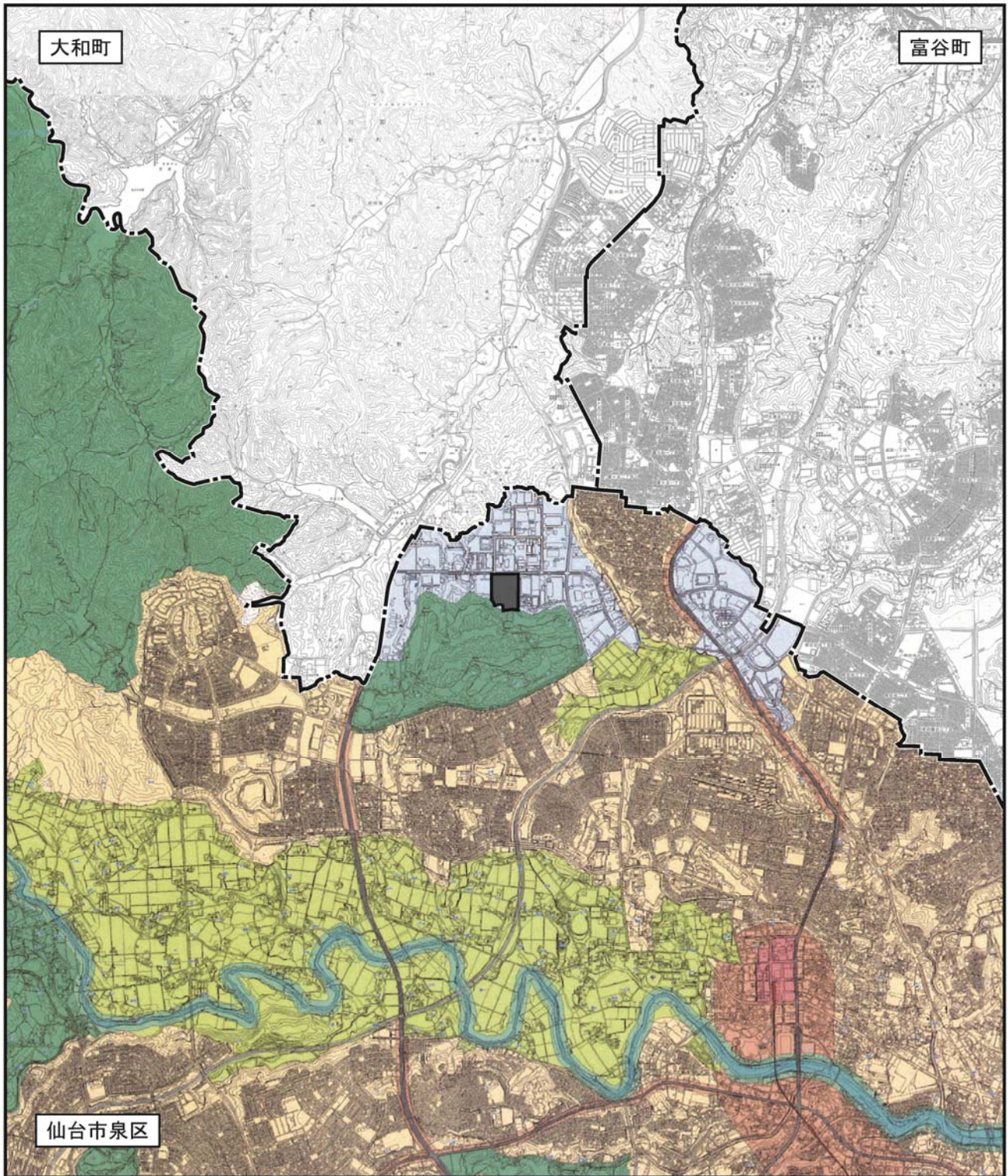
ア. 景観計画区域

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。表3.8-10及び図3.8-7に示すとおり市全域（景観計画区域）を8つのゾーンに分け、ゾーンごとに特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。計画地は、「流通業務地ゾーン」に位置付けられている。

表3.8-10 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る ・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る ・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある緑豊かな田園景観の形成を図る ・田園地帯の原風景となる農村集落の景観形成を図る ・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る ・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る ・緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
	沿岸市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る ・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る ・社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る ・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る ・四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る ・落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 仙台市）

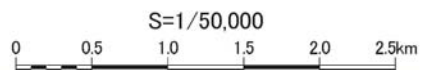


凡 例

- | | | | |
|---|---|--|--|
|  計画地 |  山並み緑地ゾーン |  沿線市街地ゾーン |  軌道系交通機関 |
|  市町界 |  河川・海岸地ゾーン |  郊外住宅地ゾーン |  自動車専用道路 |
| |  田園地ゾーン |  流通業務地ゾーン |  主要幹線道路 |
| |  商業業務地ゾーン |  行楽地ゾーン |  河川 |

出典: せんだいぐらしのマップ <http://www2.wagmap.jp/sendacity/top>

図3.8-7 景観計画区域ゾーン



イ. 景観重点区域

仙台の発祥となった旧城下町は、「杜の都」を象徴する区域であることから、「景観計画区域」における「景観重点区域」として景観形成のきめ細やかな一層の推進を図ることとしている。さらに景観特性に応じ、区域内に「4つのゾーン」を設定し、ゾーン毎の「景観形成の方針」のもと建築物等に対するきめ細やかな取組を進めていくこととしている。

景観重点区域の景観特性、ゾーン名称は、表3.8-11に示すとおりであり、調査範囲及び計画地は景観重点区域に該当していない。

表3.8-11 景観重点区域における景観特性と4つのゾーンの設定

景観特性	ゾーン名称
蛇行する広瀬川の自然が織り成す多様な景観 ～段丘景～	広瀬川周辺ゾーン
市街地から望む緑の丘陵地景観 ～丘陵景～	青葉山・大年寺山ゾーン
歴史と伝統を受け継ぐ杜の都の風情のある街並み景観 ～樹林景～	北山・宮町界限ゾーン
緑美しい並木と高層建物がつくる風格ある都心景観 ～並木景・都心景～	都心ビジネスゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 仙台市）